

表1 日本郵便事件の最高裁判決のポイント

争点	①制度の性質・目的・趣旨	②職務の内容	③その他の事情	結論
扶養手当	扶養親族のある者の生活設計などを容易にさせることを通じて、その継続的な雇用を確保する目的によるもの →扶養親族があり、かつ相応に永続的な勤務が含まれる非正規社員にもこの趣旨は当てはまる	相応の相違はあるが、郵便の集配など基本的な業務内容は同じ	具体的に「その他の事情」を挙げていない	不合理
年末年始勤務手当	勤務の特殊性から基本給に加えて支給される対価としての性質を有する →年末年始に配達勤務をする非正規社員にもこの趣旨は当てはまる			不合理
夏期・冬期休暇	年次有給休暇や病気休暇などとは別に、労働から離れる機会を与えることにより、心身の回復を図る目的 →業務の繁閑にかかわらず勤務が見込まれている非正規社員にも当てはまる			不合理
有給の病気休暇	長期にわたり継続して勤務する正社員の生活保障を図り、私傷病の療養に専念させることを通じて、その継続的な雇用を確保する目的 →相応に継続的な勤務が見込まれる非正規			不合理 (無給の点について)
祝日給 (年始割り増し)	年始期間に勤務したことについて、その代償として通常の勤務に対する賃金に所定の割り増しをしたもの →年始に配達勤務をする非正規社員にも当てはまる			不合理